

いつでも見られる所に、お貼りください。

平成31年4月

保護者の皆様

(年間保存版)

台風や地震に対する臨時休業等

京都市立池田東小学校
校長 辻 佳 英

保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、本校教育にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、近畿地方に「台風」が接近して、「京都市」に(※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります)「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置をとります。

また、「京都市域のいずれかの行政区」において「震度5弱以上の地震」があった場合にも、下記のような措置をとります。ご家庭におかれましては、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報にご注意をお願いします。

京都市に「暴風警報(暴風雪警報を含む)」が発令された場合

1. 登校前に「暴風警報」が発令された場合

- ① 「暴風警報」が解除されるまでは登校しないで自宅で待機します。
- ② 「暴風警報」が解除された場合
 - ☆午前 7時までに解除された場合……いつも通りに登校します。
 - ☆午前 9時までに解除された場合……3校時から授業があります。
 - ☆午前11時までに解除された場合……5校時から授業があります。〔給食は中止〕
- ③ 午前11時現在、まだ「暴風警報」が発令中の場合は臨時休業となります。

2. 在校中に発令された場合

原則的には、「台風時及び非常時の下校について」でお知らせいただいているとおりに対応いたします。ただし、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

京都市に「特別警報」が発令された場合

1. 登校前に「特別警報」が発令された場合

・原則として、「次の登校日」は臨時休業とする。

- ① 下校時から午前0時までに、発令された場合は「翌日」
※ただし、午前0時までに解除になった場合は、翌日の5校時から始業
- ② 午前0時から登校前までに、発令された場合は「当日」

2. 在校中に発令された場合

・直ちに臨時休業とし、下校の安全が確認できるまで、原則的には、学校に留め置き。
PTAメール配信やホームページ等で、「学校の留め置き」「外部の避難場所への移動」「保護への引き渡し」等の連絡をする。

上記「在校中に特別警報が発令され、学校に留め置き」となった場合

……保護者の方で、お迎えが可能な方は、学校にお迎えに来てください。

京都市域のいずれかの行政区で「震度5弱以上の地震」が発生した場合

1. 登校前に「震度5弱以上の地震」が発生した場合

- ① 「震度5弱以上の地震」が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。
 - ☆深夜 0時までに発生した場合……翌日を臨時休業にします。
 - ☆深夜 0時以降、登校前までに発生した場合……当日を臨時休業にします。
 - ☆休業日、休業前日に発生した場合……原則として休業明けの登校日を臨時休業とします。
- ② 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2. 在校中に発生した場合

原則的には、別紙「台風時及び非常時の下校について」でお知らせさせていただいているとおり、学校にて留め置き、保護者への引き渡しを行うことといたします。

★必ず、お子達にも、その旨をご指導ください。★